

第 8 2 号議案

豊川市子ども医療費支給条例の一部改正について

豊川市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

豊川市子ども医療費支給条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、子どもの医療費の一部をその<u>保護者等</u>に支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><u>(受給資格者)</u></p> <p>第 3 条 この条例の規定により子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、保護者とする。 <u>ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもであって、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により当該子どもに保険料を納付する義務がある場合その他市長が特に必要があると認める場合は、当該子どもとする。</u></p> <p>(受給者証)</p> <p>第 4 条 <u>受給資格者</u> _____は、子ども医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に子ども医療費受給者証（以下「<u>受給者証</u>」という。）の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該<u>受給資格者</u>が子ども医療費の支給の対象者であると認めるとき</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、子どもの医療費の一部をその<u>保護者</u>に支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第 3 条 この条例の規定により子ども医療費の支給を受けることができる者_____は、保護者とする。</p> <p>(受給者証)</p> <p>第 4 条 <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者</u>は、子ども医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に子ども医療費受給者証（以下「<u>受給者証</u>」という。）の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該<u>保護者</u>_____が子ども医療費の支給の対象者であると認めるとき</p>

は、受給者証を交付するものとする。

3 (略)

(子ども医療費の支給)

第5条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付

\_\_\_\_\_が行われた場合（付加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付

\_\_\_\_\_が行われたときは、この限りでない。

2 (略)

3 市長は、\_\_\_\_\_子どもが医療機関等において医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 (略)

は、受給者証を交付するものとする。

3 (略)

(子ども医療費の支給)

第5条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある子どもにあっては、入院に係るものに限る。）が行われた場合（付加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付（15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもにあっては、入院に係るものに限る。）が行われたときは、この限りでない。

2 (略)

3 市長は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが医療機関等において医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、この条例によ

る改正後の豊川市子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する受給資格者である者は、施行日前においても、新条例第4条第1項に規定する手続をとることができる。

3 施行日の前日に15歳に達する日以後の最初の3月31日が令和6年3月31日である子どもの保護者であって、この条例による改正前の豊川市子ども医療費支給条例第4条第3項に規定する受給者は、新条例第4条第1項に規定する手続がされたものとみなす。

4 新条例第5条の規定は、施行日以後の新条例第2条第1項に規定する子ども（新条例第2条の2第1項又は第2項の規定により子どもとみなされる者を含む。）が受けた医療について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は新条例第2条第1項に規定する社会保険各法の規定による当該医療に関する給付が行われたときから適用する。

（豊川市精神障害者医療費支給条例の一部改正）

5 豊川市精神障害者医療費支給条例（平成8年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（受給資格者） 第3条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 （1）・（2）（略） （3）豊川市子ども医療費支給条例（昭和 48年豊川市条例第15号）の規定による子 ども医療費の支給に係る子ども（前項第 2号に該当する者については、<u>15歳に達 する日以後の最初の3月31日までの間に ある子どもに限る。</u>）又は豊川市障害者 医療費支給条例（昭和48年豊川市条例第 33号）若しくは豊川市母子・父子家庭医 療費支給条例（昭和53年豊川市条例第36 号）の規定により医療費の支給を受ける ことができる者 （4）（略）</p>	<p>（受給資格者） 第3条（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい ずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 （1）・（2）（略） （3）豊川市子ども医療費支給条例（昭和 48年豊川市条例第15号）の規定による子 ども医療費の支給に係る<u>15歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある子 ども</u> _____又は豊川市障害者 医療費支給条例（昭和48年豊川市条例第 33号）若しくは豊川市母子・父子家庭医 療費支給条例（昭和53年豊川市条例第36 号）の規定により医療費の支給を受ける ことができる者 （4）（略）</p>

## 理 由

この案を提出するのは、子育て世代を支援し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、通院に係る子ども医療費の支給の範囲を拡大する必要があるからである。